

細則 1-4 推進地域に所在する危険物施設の南海トラフ地震対策【危規則第 60 条の 2 第 4 項関係】

定める必要がある施設	<p>①から③のすべてに当てはまる危険物施設</p> <p>①南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。なお、東京消防庁管内は、伊豆諸島、小笠原諸島が該当する。）にある危険物施設</p> <p>②南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条第 1 項に規定する指定行政機関の長または指定公共機関以外が所有等する危険物施設</p> <p>③南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 4 条第 1 項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者が所有等する危険物施設</p>
------------	--

第 1 総則

当所の震災対策のうち、危険物の規制に関する規則第 60 条の 2 第 4 項に係る事項については、本編及び関係する細則によるほか、第 2 で定める「津波対策の実施計画（推進地域編）」に基づき行うものとする。

第 2 津波対策の実施計画（推進地域編）

- 1 南海トラフ地震に伴い津波警報等が発表された場合は、細則 1-2、第 2、2 の措置によるものとする。
- 2 原則として火気の使用は中止し、ガスの元栓の閉鎖、可燃物の整理状況について確認するものとする。
- 3 所長は、南海トラフ地震に係る防災訓練及び南海トラフ地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育を次のとおり実施するものとする。

回数	年__回以上（_____）
対象者	_____
内容	_____ _____

- 4 所長は、南海トラフ地震情報の収集に努め、周辺住民等に必要な広報を行うものとする。

5 その他